

広島県水道広域連合企業団管理規程第52号

広島県水道広域連合企業団江田島市水道事業における水道事業給水規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団江田島市水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第4条—第12条）
- 第4章 給水（第13条—第20条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第21条—第27条）
- 第6章 管理（第28条—第30条）
- 第7章 貯水槽水道（第31条）
- 第8章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、江田島市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める江田島市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、別途企業長が定める。

第3章 給水装置の工事及び費用

（給水装置工事の種類）

第4条 給水装置工事は、次に掲げる工事に分類する。

- (1) 新設工事 給水装置を新しく設ける工事
- (2) 移設工事 給水装置所有者が給水装置を全て撤去し、給水区域内の他の場所に給水装置を設ける工事

- (3) 増設工事 給水栓数等を増加する工事
  - ア 既設の給水管を延長し、新しく給水管又は給水栓を設ける工事
  - イ 同一宅地内で別棟に給水装置を設ける工事
- (4) 改造工事 給水用具又は給水管の位置及び口径を変更し、又は装置の一部を撤去する工事
- (5) 撤去工事 給水装置を撤去する工事
- (6) 給水管先行分岐工事 給水装置工事申込前に水道管布設工事等と並行して行う給水管分岐工事  
(給水の方式)

第5条 給水方式は、直結方式又は貯水槽方式とする。

2 直結方式は、水圧、水量等の給水能力に支障がなく、正常に給水できる場合とする。

3 貯水槽方式は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 高所地区のため、水圧が不十分で所要の水圧が得られない場合
- (2) 一時的に多量の水を必要とし、付近の給水に支障を及ぼすと認定した場合
- (3) 断水又は減圧により、ある程度の保安用水を必要とする場合
- (4) 水圧が高いため、給水装置に支障を来すと認められる場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める場合  
(共用給水装置の設置及び使用)

第6条 共用給水装置の設置及び使用は、企業長が必要と認める場合に限る。

(給水装置工事の申込み)

第7条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込みは、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

(給水装置工事承認の取消し)

第8条 条例第5条の規定により承認した給水装置工事で、工事申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を取り消すことができる。

- (1) 条例第10条第1項に規定する工事費の概算額を、指定された期限内に納付しないとき。
- (2) 申込者の責めに帰すべき理由により、設計又は工事に着手することができなとき。

(給水装置使用材料の証明)

第9条 企業長は、条例第7条第2項の設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材料が施行令第6条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

(工事費の予納)

第10条 条例第10条第1項ただし書の規定による工事費の概算額の予納を要しないものは、官公署、学校その他企業長がその必要がないと認めたものとする。

(利害関係人の同意書等の提出)

第11条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (2) 他の者の所有地を通過し、又は他の者の所有する土地に給水装置を設置するとき。
- (3) 自己の給水装置から他の者の給水装置を分岐させている者が、分岐給水装置の本管となる部分を撤去し、又は廃止するとき。
- (4) その他企業長が必要と認めたとき。

(費用の負担)

第12条 条例第7条第1項ただし書の規定により企業長が施行した給水装置工事において、工事しゅん工後6か月以内に不良箇所を発見したときは、企業団の費用で修繕する。

2 前項の期限内であっても、変災又は故意若しくは不注意によるはこの限りでない。

3 条例第24条第2項ただし書の規定の適用は、次の場合とする。

- (1) その修繕部分が公道下の場合（臨時の給水装置を除く。）
- (2) 水道使用者等が給水装置に異状があると認め、必要な処置を企業長に届け出た場合において、相当日時が経過して修繕に着手したため、この間に破損等が著しくなり、特に修繕費が高額になったとき。ただし、処置を届け出た当時の修繕費を推計した額との差額を徴収する。
- (3) 道路の変更及び配水管の移転又は改修のために給水装置を変更又は修繕する場合
- (4) 災害その他管理者が特に必要と認めたとき。

#### 第4章 給水

(メーターの設置)

第13条 メーターは、専用又は共用給水装置ごとに1個を設置する。

2 企業長が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、2個以上のメーターを設置することができる。

(消火栓)

第14条 私設消火栓を消防演習のために使用する場合は、1か所1回の出水時間は5分以内とする。ただし、企業長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 メーターの設置されていない私設消火栓は、企業長が封かんする。

(給水の申込み)

第15条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

(船舶に対する給水)

第16条 船舶が給水を受けようとするときは、企業長又は船舶給水業務受託者（以下「船舶給水栓管理者」という。）に申し出て、船舶給水栓から給水を受けることができる。

2 船舶給水栓管理者は、前項の規定により給水したときは、受水者から受給書を提出させ、企業長に送付しなければならない。

(臨時用給水)

第17条 臨時給水を受けようとする者は、企業長の許可を得て臨時の給水装置（以下「臨時給水栓」という。）を設置して給水を受けることができる。ただし、特別の理由がない限り臨時給水栓の設置許可は、1年を限度とする。

(代理人及び管理人の届出)

第18条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

(各種の届出)

第19条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

3 条例第20条の規定により設置したメーターの機能について検査の請求があったときは、企業長が日時を指定し、請求者又はその代理人の立ち合いを求めることができる。

#### 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第21条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(特別な場合における料金の算定)

第22条 月の中途において、使用を開始し、中止し、又は廃止した場合における料金は、次の表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

使用日数	使用水量	使用料
15日以下	4立法メートル以下	条例別表第9により算定した額の2分の1

	4立法メートルを超えるもの	条例別表第9により算定した額
16日以上30日以下		条例別表第9により算定した額
31日以上45日以下	12立法メートル以下	条例別表第9により算定した額の2分の3
	12立法メートルを超えるもの	条例別表第9の基本料金にメーター使用料を加えた額を2倍した額及び超過料金の合計額
46日以上60日以下		条例別表第9の基本料金にメーター使用料を加えた額を2倍した額及び超過料金の合計額

2 月の中途において、口径変更を伴う改造があった場合は、料金の精算を行う。

3 月の中途において、その用途に変更があった場合は、その使用日数の多い用途による料金を適用する。

(料金の算定及び徴収方法)

第23条 料金は、隔月の定例日のものにあつては、2か月使用水量を二分したものを定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に徴収する。

2 毎月の定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の属する月分として算定し、定例日の翌月に徴収する。

3 1使用者の1か月の使用水量が、条例別表9に規定する基本水量に満たない場合であっても、基本水量まで使用したものとみなす。

(料金の納期限)

第24条 納期限は徴収する月の計算日より15日以内とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 口座振替及び自動払込みによる料金の納期限は、企業長が定める指定振替日とする。

(使用水量の認定基準)

第25条 条例第31条の規定による使用水量及び用途を認定する方法は、次のとおりとする。

(1) 使用水量について

ア 前4か月間の使用水量その他の事情を考慮して認定する。

イ 前年度同月の使用水量を考慮して認定する。

(2) 用途の適用については、料金の高い方により認定する。

(3) 前2号掲げる場合のほか、使用実績を参酌して認定する。

(料金等の減免)

第26条 条例第37条に規定する、その他特別の事由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 使用者等が慈善又はこれに類する事業を経営するとき。
- (2) 使用者等が貧困のため負担に堪えないと認められるとき。
- (3) 前2号のほか、企業長が特に減額し、又は免除する必要があると認めるとき。

(過誤納等による料金の精算)

第27条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

## 第6章 管理

(給水の停止)

第28条 企業長は、督促状に指定した納期限を経過しても、なお納入のない者に対し、納入期限を定めて給水停止予告をするものとする。

(給水装置の切離し)

第29条 条例第42条第2号の規定による将来使用の見込みがないときとは、使用中の状態が2年以上継続し、かつ、給水装置がないときとする。

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準)

第30条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3か月以上のもの 徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下
- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下
- (3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月以上のもの 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下
- (4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

## 第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第31条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。

- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよう努めること。

#### 第8章 雑則

(申込書等の様式)

第32条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。